

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とし、以下に掲げる4類型を基本とする。

- ① 着上陸侵攻
他国が占領等の目的をもって、我が国の領土に直接着上陸し、侵攻する事態
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊（コマンド）を我が国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（施設の破壊、人員に対する襲撃等）を行う事態
- ③ 弾道ミサイル攻撃
長射程の弾道ミサイルに各種の弾道を搭載して、我が国に向け発射し攻撃を行う事態
- ④ 航空攻撃
我が国の領土上空に航空機等で侵入し、上空から地上あるいは海上の目標に対して爆弾投下やミサイル発射する等の攻撃を行う事態

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とし、以下に掲げる事態例を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来